



発行所

一般社団法人 全日本木材市場連盟
編集・発行人 東京都文京区後楽1-7-12
電話 03(3818)2906
FAX 03(3818)2907
毎月1回1日発行
定価 年3,000円
(会員は会費に含まれています。)

令和3年度第1回正副会長・支部長会議を開催

1. 当連盟は、8月23日(月)、令和3年度第1回の正副会長・支部長会議をウエブ会議により開催した。出席正副会長・支部長は8名と代理1名。

また、林野庁からは、齋藤健一木材産業課長、同課鈴木清史総括課長補佐、同課高木望流通班担当課長補佐、業務課善行宏企画官にご出席頂いた。会議では、西垣泰幸会長挨拶並びに齋藤課長及び善行企画官から御挨拶を頂き、その後、事務局から最近の業務・情勢報告、林野庁からの情報提供及び各地の需給・市況報告等が議題として取り上げられた。更に、別途、合法木材事業者等認定審査委員会が開催され、新規・継続分の書面審査の結果が承認された。

2. 西垣会長挨拶は、「8月に入り各地で大雨が続く、各地で大きな災害も報道されており、林業関係への被害が大変心配される。直接、間接を問わず、被害にあわれた方々には心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧・復興をお祈りしている。

本年は春から外材輸入の減少の影響を受け、代替材としての国産材への急激な

需要圧力や価格上昇をもたらした。今後の外材の入荷数量や価格の見通しも不透明な状況が続いている。一方で、我が国の住宅着工は、2019年との比較では未だに低水準であり、木材需要全体の回復には至っていない。このような中、国産材への代替需要に対処し、長期的な国産材の利用拡大に繋げるためには、我々全市連としても、木材製品の安定供給の確保に向けて、各市場間が協力し、連携して取り組んで行くことが必要。一丸となって結束し、木材流通の要としての役割を果たして行かなければならない。当連盟では、国の「SCM構築支援事業」の事務局の一翼を担っている。各地区において会員の皆様の積極的なご参加をお願いする。

政府では、6月に新たな森林・林業基本計画が策定され、また公共建築物等木材利用促進法の改正案が国会で可決された。我々としても、これらの政策に積極的に協力し、山元に利益が還元され再生産可能な林業・木材産業の仕組みが構築されること、中小事業者を充分考慮に入れた対策が実施されることを要望する。

景気並びに木材市況等の先行きは、極めて不透明な状況が続く中、会員の皆様のご判断いただける材料となる情報提供

に心掛ける。更に、連盟への新規加入の働きかけや保険加入促進等にも、引き続きご配慮をお願いする。」等の挨拶をした。

3. 齋藤林野庁木材産業課長から、「我が国の木材流通において重要な役割を担うとともに原木及び木材製品の安定供給に大きく貢献されていることに対し御礼申し上げる。先の通常国会では、平成22年に施行された公共建築物等木材利用促進法が議員立法により改正され、公共建築物のみならず民間のものも含めて、これまで以上に建築物への木材利用を促進するよう拡充が図られた。本年6月に閣議決定された、新たな森林・林業基本計画では「カーボンニュートラル」も見据えた豊かな社会経済を実現することを目指している。これに向けた取組として、都市等における木材利用の促進や木材産業の競争力強化に加え、森林・林業・木材産業関係者が効率的なサプライチェーンを構築し、再造林など森林資源の持続性を踏まえつつ相互利益の拡大を図ることなどを掲げている。

建築用木材の50%は外材であり、輸入木材等の変動が大きな影響を及ぼしていることから、ハウスメーカーや工務店等と、製材工場、木材市場、森林組合等が連携して、国産材の利用拡大を進めシェアを拡大する取組が重要。クリーンウッド法が施行されてから4年。合法性の確保された木材の需要に対応していくためには、貴協会が大きな役割を担うものとの期待。貴連盟会員の皆様におかれましては、信頼関係に基づく安定的な取引を推進し、木材需給コーディネート機能を発

揮するなど効率的なサプライチェーンの構築に向けて大きな役割を発揮されることを期待申し上げます。」等の御挨拶があった。

続いて、業務課善行企画官から、「今年に入り我が国への外材輸入が減少し、その代替となる国産材の需要が急激に拡大し始め、地域によっては丸太が手に入りづらいといった切実な声も聞こえたので、例えば東北森林管理局では、昨年度の事業で生産して山土場で保管していた丸太を、林道や土場の除雪を行って、4月以降、緊急的に市場等での委託販売に取り組んだ。その他の局でも局毎に設置している国有林材供給調整検討委員会での御意見等を踏まえ、当年度の素材生産事業の早期発注や、年度内に計画している立木販売物件の年度当初での前倒し販売などにも取り組んだ。国有林野事業では、民有林関係者や川中・川下の方々



「正副会長・支部長会議の様子」

と緊密に連携・協力しつつ国内各地域での木材の需給の動向等の把握に努め、可能な限り迅速かつ適確な国有林材の供給に取り組み、まいる所存。」等の御挨拶があった。

4. 最近の業務・情勢報告

事務局から、5月の当連盟総会の結果報告の後、①令和3年のJAS展及び審査会のスケジュール、②令和3年の効率的なサプライチェーンの構築支援事業（SCM推進フォーラム）に選定された道府県と活動概要、③令和3年の木材アドバイザー養成講習会の日程、④令和4年度の林業・木材産業関係税制及び金融についての要望、⑤適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入に関する照会についての林野庁への回答、⑥林野庁への政策提言案等について説明・報告し、了承された。

5. 林野庁からの情報提供

鈴木木材産業課統括課長補佐から、①輸入木材の供給不安による国内の影響と対応、②新たな森林・林業基本計画の決定、③公共建築物等木材利用促進法の改正、④全国の木材需給動向、善行業務課企画官からは、⑤国有林におけるパイロット的な樹木採取区の指定について情報提供を頂いた。

①については、・外材輸入が減少し、国産材への代替需要が強まったため、国内製材工場は稼働率を上げて対応している状況、・中小工務店を中心とした木造住宅供給事業者からは、木材の入手難と価格高騰に対して不安の声があることなどの説明があった。林野庁の輸入木材等の需給変動への対応の概要は次のとおり。

り。

【緊急・短期の対応】

○木材需給の把握と正確な情報共有  
・川上（林業・木材産業）・川下（建築業界）の需給動向の把握。  
・関係者間での需給動向の正確な情報共有。

・過剰在庫の抑制について関係者へ協力依頼。  
・地区別協議会を開催し、地区別の需給にも対応。

【戦略的（中期的）対応】

○ハウスメーカー等からの国産材安定需要獲得  
・サプライチェーン・マネジメント（SCM）の構築による需給ギャップ解消・マッチングの円滑化

○国産材製品の供給量増大、競争力強化  
・製材、集成材などの安定供給に向けた加工流通施設の整備

・横架材や羽柄材等への国産材利用拡大  
・品質性能の確かな木材製品供給拡大に向けたJAS規格の合理化等

○原木の供給量増大  
・原木の生産流通ロット拡大等に向けた林業経営体の育成、ICTを活用した生産流通管理

これらにより新たな森林・林業基本計画に掲げる国産材供給量目標である「林産物の供給・利用」国産材3、100万m<sup>3</sup>、4、200万m<sup>3</sup>にむけて取り組む。

②の森林・林業基本計画に関連して、将来の木材供給のために再造林は喫緊の課題であるが経費の負担が大きいことや再造林の具体的な手段等について議論された。

○原木の生産流通ロット拡大等に向けた林業経営体の育成、ICTを活用した生産流通管理  
これらにより新たな森林・林業基本計画に掲げる国産材供給量目標である「林産物の供給・利用」国産材3、100万m<sup>3</sup>、4、200万m<sup>3</sup>にむけて取り組む。  
②の森林・林業基本計画に関連して、将来の木材供給のために再造林は喫緊の課題であるが経費の負担が大きいことや再造林の具体的な手段等について議論された。

③の公共建築物等木材利用促進法の改正についての林野庁の説明の概要は以下のとおり。改正法は、題名を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改め、10月1日に施行される。基本方針等の対象を公共建築物から建築物一般に拡大。また、建築物における木材利用を進めていくため、国又は地方公共団体と事業者等が建築物木材利用促進協定を締結できるという仕組みを設け、国又は地方公共団体は協定締結事業者等に対して必要な支援を行う。

主な建築物木材利用促進協定のイメージとして、次の3つのタイプが紹介された。⑦「2者協定」―国又は地方公共団体と建築主との協定、⑧「3者協定」―国又は地方公共団体、林業・木材産業事業者等、建築主の3者による協定、⑨「都市/山村連携型」―複数の市、林業・木材産業事業者、建築主による協定。

6. 各支部の木材需給・市況報告  
事前に各支部から提供された木材需給・市況の動向の資料を基に、最近の製品価格と丸太価格の動きの違い、外材の代替材としての国産材需要増大が地場工務店へ及ぼす影響、木材市場の国産材供給の努力等について意見交換、情報交換が行われた。

7. 次期理事会開催及び連盟総会等  
次期理事会の開催日程について協議され、令和3年11月15日（月）の開催が決定された。また、次期連盟総会については、事務局から令和4年5月以前から予定されていた熊本市で開催する案を次期理事会にお諮りすると説明した。

8月5日（水）、本年度初めてとなる第49回JAS製材品普及推進展示会の式典が、東京木材市場（株）で開催された。参加者は、買方様と主催3団体関係者約20名。主催者を代表して、全国木材市売買方組合連盟の早川金光会長が、照ノ富士の横綱昇進に触れ、JAS材は横綱、横綱の材を買ってほしいと呼びかけた。御来賓の東京都木材団体連合会の渡辺昭会長からは、東京オリンピック会場の国立競技場が木材利用拡大の機運を高めるきっかけとなった、木材利用拡大の中心となるのは信頼性の高いJAS製材品であると普及への期待を込めたご挨拶をい

■第49回JAS展がスタート

ただき、東京都の異伸広森林課長からは、国の政策で木材利用は追い風を受けており、東京都は森づくり推進プランの改定を通じて木材利用を推進している旨のご挨拶をいただいた。最後に、開催市場の市川英治社長が、品質・性能が保証され、安心して利用できるJAS材を買い上げたいと締めくり、式典を終えた。その後、JAS製材品を皮切りに、熱い競り売りが行われた。

【審査会】

JAS製材品の審査会は8月4日（水）、篠田聡審査委員長（日本木材加工技術協会会長）をはじめ東京都、農林水産省及び林野庁含む関係者の出席の下に開催され、5社から出品された約60m<sup>3</sup>の製品を対象に厳正な審査が行われた。



「審査風景 2」



「審査風景 1」

令和3年7月12日(月)、8月6日(金)、木材総合情報センター、全素協及び全市連の3団体は、令和3年度低層建築物(住宅等)における効率的なサプライチェーンの構築支援事業の第1回全国事務局長会議及びコーディネーター研修をオンライン会議で開催した。7月12日は、北海道、山形県、福島県、茨城県、富山県、岐阜県、三重県、京都府、鳥取県、徳島県、高知県、長崎県及び大分県の事務局を対象に、8月6日は、埼玉県、静岡県、福岡県の事務局を対象に行われた。各地

## ■SCM第1回全国事務局長会議とコーディネーター研修会開催



「式典の様子」

令和3年7月29日(木)、福島県サプライチェーンマネジメント推進フォーラム第1回情報交換会がオンライン会議で開催された。情報交換会には、事務局を務める福島県木材協同組合連合会をはじめ、木材加工業、木材流通業、木材協同組合、電力会社、福島県、素材生産協同組合、福島県内の森林管理署、林野庁

## ■SCM推進フォーラム開催される

令和3年8月10日(火)、高知県サプライチェーンマネジメント推進フォーラム第1回情報交換会が高知会館での会合とオンライン会議により開催された。情報交換会には、事務局を務める高知県木材協会をはじめ、素材生産業、製材業、市場、設計・施工、森林組合、高知県、香美市、仁淀川町、林野庁木材産業課、日本木材総合情報センター、全素協、全市連等から31名が参加した。フォーラム会長である小川康夫高知県木材協会会長からの挨拶があり、前半は、森林産業コミュニティ・ネットワーク(FICOM)からの情報提供として、①ECONファシリテーター鮫島正浩氏(信州大学特任教授 東京大学名誉教授)から「地域の木材流通の川上と川下をつな

域のフォーラムのコーディネーターの他、林野庁木材産業課及び事務局など合計60名が参加した。事務局長会議は、石島一郎日本木材総合情報センター理事長及び高木望林野庁木材産業課長補佐の挨拶の後、①効率的なサプライチェーンの構築に向けた取組について、②フォーラム運営指針・コーディネーター業務指針について、③助成金の事務処理についての説明と質疑応答が行われた。

2. 高知県SCM推進フォーラム

コーディネーター研修では、①遠藤日雄氏(NPO法人活木活木森ネットワーク理事長)による「第3次ウッドショック」はなぜ起きたのか」と②榎崎達也氏(Forest Media Works Inc CEO)による「SCMにおける事業者間の情報の共有と連携について」もりんくを活用したSCM事例」の講演が行われた。研修の成果を活かしながら、それぞれのコーディネーターが地域の特性を踏まえて、有効なSCM構築に向けて活躍することが期待される。

木材産業課、日本木材総合情報センター、全素協、全市連等から36名が参加した。まず事務局から福島県サプライチェーン構想・計画の説明があり、本事業においては会津地域においてSCモデルを検討すること、来年以降に他の地域でモデルをベースにSC構築を支援することなどの方針が説明された。次に取組の方針として、①公共施設の木造化等に向けた内装等の生産・提供、②規格型商品のPR、③再造林の推進、④広葉樹の利用の4つの重点ポイントが示された。参加者からは、広葉樹材の効率的な利用、輸出を念頭に置いた森林認証取得の重要性、主伐再造林への切り替え、木材市場の役割として用途に合わせた仕分けと販売、情報共有などについて様々な意見が出され情報が共有された。

ぐシステムイノベーションの必要性」  
 ② FICoN事務局 片岡厚氏（森林総合  
 研究所研究コーディネーター）から「こ  
 れまでの「知」の集積と活用場での事  
 業取組とその成果」についての情報提供  
 が行われた。

後半の全体会議では、「サブライチエー  
 ンマネージメント（SCM）年次計画」  
 の検討が行われ、①高知県木材協会の野  
 地清美氏から「JAS製材の品質・供給  
 力向上部会」、②こうち健康・省エネ住  
 宅推進協議会の上田道秋氏から「県内製  
 材加工力・フル活用部会」、③コデー  
 ネーターの北添幸誠氏から「適正発注支  
 援部会」、④高知大学の松本美香氏から  
 「ICT推進部会」についての説明が行  
 われた。

3. 三重県SCM推進フォーラム  
 8月17日（火）、三重県の効率的なサブ  
 ライチエーンマネージメント推進フォー  
 ラムの第1回情報交換会がホテルグリー  
 ンパーク津の会合とオンライン会議によ  
 り開催された。会合には、木材加工業、  
 住宅建設、設計事務所、森林組合、木材  
 協同組合連合会、松坂市、三重県、林野  
 庁木材産業課、日本木材総合情報セン  
 ター、全素協、全市連等から約30名が参  
 加した。

会合では、フォーラムの進め方及び事  
 業概要、年間スケジュール、三重県の森  
 林・林業・木材産業の現状、住宅着工の  
 現状と見通し、非住宅建築物の木造・木  
 質化の課題、県有施設の発注案件、みえ  
 森林・林業アカデミーの建築計画・構造  
 計画、令和3年度の中大規模木造建築設  
 計セミナー、三重県木材サブライチエー

ンマネージメント推進フォーラム規約等  
 について情報提供、意見交換が行われた。

### 全国労働衛生週間

厚生労働省では、国民の労働衛生意識  
 の高揚及び産業界の自主的な労働衛生管  
 理活動の促進を図るため、昭和25年以  
 来全国労働衛生週間を主催しています。

本年度においても、10月1日から同月  
 7日までを本週間、9月1日から同月30  
 日までを準備期間として、「向き合お  
 う！ ころとからだの健康管理」を全  
 体のスローガンとして全国労働衛生週間  
 を展開し、事業場における労働衛生意識  
 の高揚を図り、自主的な労働衛生管理活  
 動の一層の促進を図るとともに、新型コ  
 ロナウイルス感染症の拡大防止に向けた  
 副スローガンとして「うつらぬうつさぬ  
 ルール」とともに、みんなで守る健康職  
 場」を設け、事業場における更なる感染  
 防止の徹底を呼び掛けています。なお、  
 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防  
 止の観点から、いわゆる「三つの密」①  
 密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、  
 ②密集空間（多くの人が密集している）、  
 ③密接空間（お互いに手を伸ばしたら届  
 けることを徹底しつつ、各事業場の労使  
 協力のもと、全国労働衛生週間を実施す  
 ることとしています。

全国労働衛生週間に各事業場におい  
 て実施する事項として、①事業者又は総  
 括安全衛生管理者による職場巡視、②労  
 働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲

示、③労働衛生に関する優良職場、功勞  
 者等の表彰、④有害物の漏えい事故、酸  
 素欠乏等による事故等緊急時の災害を想  
 定した実地訓練等の実施、⑤労働衛生に  
 関する講習会・見学会等の開催、作文・  
 写真・標語等の掲示、その他労働衛生の  
 意識高揚のための行事等の実施となって  
 おります。自主的な労働衛生管理活動の  
 促進に御協力をお願い致します。

### 訂正

全市連時報第760号8頁 中央部分  
 広告、お詫びして訂正いたします。

### 【誤】

**協高知県木材市場連盟**

高知県林材株式会社  
 株式会社ゲンボク市場

事務局 株式会社ゲンボク市場内

〒781-5101  
 高知市布師田字金山3936-1  
 TEL 088-845-1790  
 FAX 088-845-1793

### 【正】

**協高知県木材市場連盟**

高知県林材株式会社  
 株式会社ゲンボク市場

事務局 株式会社ゲンボク市場内

〒780-0850  
 高知市丸ノ内二丁目1番23号  
 TEL 088-826-8231  
 FAX 088-826-8233

### 雑記帳

7月に奄美大島、徳之島、沖  
 縄島北部及び西表島がユネスコ  
 の世界自然遺産に登録されるこ  
 とが決まった。国内の自然遺産  
 として5件目である。この候補  
 地は飛び地が多かったため指定  
 が延期されて来たが、地元関係  
 者の粘り強い努力により悲願が達成され  
 た。多くの固有種が生息し、西表島はマ  
 ングローブやイリオモテヤマネコ等有  
 名。沖縄島北部には絶滅危惧種のヤンバ  
 ルクイナが生息する。この鳥は地元では  
 知られていたが、固有種として登録され  
 たのは1981年である。ヤンバルクイ  
 ナは国内で唯一飛べない鳥である。なぜ  
 飛べないのか。昆虫、小さな爬虫類、種  
 子や果実など何でも食べる雑食性である  
 が、天敵がいなかった沖縄では、飛ばな  
 くても効率的に餌をとれるので環境に適  
 応して飛べなくなったようだ。しかし近  
 年はマングース、犬、猫など人間が持ち  
 込んだ動物が天敵となり生息数が激減、  
 現在生息するのは1500羽程度と言わ  
 れている。生物は生存するのに効率的な  
 方法が身につくと、進化の過程でそれま  
 で持っていた能力を不要なものとして退  
 化させてしまう。その結果、急激な環境  
 の変化に対応できなくなってしまうこと  
 がある。人間もこれまでの成功体験が影  
 響して、状況が変化しているにもかかわらず、  
 今までの方針を変えられないこと  
 がある。世界遺産に登録されれば観光資  
 源としても魅力が高まり、多くの人が訪  
 れるだろう。希少な野生動物の生息地  
 が守られ、いつまでもその姿を見られる  
 ことを切に願う。